# 決裁規程

NPO法人MamaCan 令和2年6月1日 施行

# (目 的)

第1条 本規程は、NPO法人MamaCan(以下「MamaCan」という。)の業務を行うにあ たって、決裁を要する事項、決裁権者及び報告供覧を要する事項並びにそれらの手続き を定め、もって業務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この規程及びこの規程に基づいて定める規程類における用語の定義は次のとお りとする。
  - (1) 決裁とは、MamaCanの意思決定の権限を有する者(以下「決裁者」及びその中 で最上位の職位にあるものを「決裁権者」という。)が、一定の手続きにより、そ の内容をMamaCanの意思として決定し、又は確認することをいう。
  - (2) 「電子決裁システム」とは、MamaCanの決裁伺、申請、届出その他の手続き等
  - を 電子的に処理するwebブラウザを用いたグループウェアをいう。 (3)「電子決裁」とは、電子決裁システムを用いて決裁伺書を作成し、同システム により承認等の処理を行う決裁手続きをいう。

#### (決裁伺)

- 第3条 決裁伺者は、決裁を受けようとする事項について範囲を明確に記載し、原則 として電子決裁システムを用いて決裁伺書を作成し、事前に決裁を受けなけれ ばならない。
  - 緊急時等やむを得ない場合で、手続きが事後になるときは、略式の文書等で決済 者の承認を得ることとする。
  - 特に重要な案件であって業務の適正かつ能率的な運営を図る観点から必要な場合、 電子決裁システムによらず、例外として、電子メール及び対面により決済者の意思 確認を行うことができる。

#### (決裁事項及び決裁基準)

- 第4条 決裁伺書による決裁事項、決裁者及び決裁権者は、別表第1に定めるところに よる。
- 2 別表第1に定めのないその他各種意思決定に関する決裁事項は、事前に事務局長の 指示を受けるものとする。

## (理事会)

第5条 決裁を要する事項のうち定款において審議事項と定める事項については、決裁 伺に先だちその審議を受けるものとする。

#### (連絡調整及び合義)

- 第6条 決裁権者は、決裁権限を行使するにあたり、その必要があると認められる事項 については、あらかじめ上位職位の指示を受け、又は内容について報告するものとす
- 2 決裁伺者及び決裁権者は、協議の上同意を得る必要がある事項については、当該本 部に合議するものとする。

#### (代理決裁)

第7条 決裁権者が、欠員又は事故その他の事由によって決裁ができないときは、当該 決裁権者の直近下位の職位又は直近下位の職位が別に指定する者が当該決裁権者に 代って決裁するものとする。

2 前項の規定により決裁した者は、事後速やかにその処理事項について、これを決裁権者に報告しなければならない。

# (修正等)

- 第8条 決裁伺者は、決裁伺書の内容を修正する場合は、特に軽微なものを除き、修正 の概要及び理由を明記して再決裁しなければならない。
- 2 決裁伺者は、決裁済みの決裁伺書を廃案とするときは、決裁済みの者及び事業部長にその旨を連絡しなければならない。

# (実施結果の報告)

第9条 事業部長は決裁を行った事項のうち、結果報告を要する事項については、遅滞 なくその結果を理事長に報告しなければならない。

## (規程の不適用)

- 第10条 理事長の承認を以て、この規程に定める手続き以外の方法で決裁を行うことができる。
  - 附則 1. 第2条2項にいう電子決裁システムは、slackとする。
    - 2. 本規定は、令和2年6月1日から施行する。